

東葛支部災害等支援活動運営規則

(目的)

第1条 この規則は、千葉県行政書士会東葛支部（以下「支部」という。）が管轄する東葛5市（松戸市・柏市・流山市・野田市・我孫子市、以下「自治体」という。）において災害等が発生した場合の支部が実施する支援活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害等)

第2条 この規則の対象となる災害等とは、自治体内における地震、風水害等の災害発生その他の特別な理由がある場合において、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 千葉県行政書士会が行う災害支援活動の対象に含まれないもの
- (2) 支部が自治体から支援活動実施の要請を受けたもの
- (3) 支部が支援活動の実施が必要であると判断したもの

(支援活動の内容)

第3条 支部は、支援活動の実施のため支部会員から支援員を選定し、主に次の活動を行う。

- (1) 被災者等を対象とした相談会の開催
- (2) 各種証明書の申請又は交付に関する事
- (3) 仮設住宅の申し込みに関する事
- (4) 災害派遣等従事車両の申請に関する事
- (5) 災害給付金等の申請に関する事
- (6) 行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する事
- (7) 軽自動車及び二輪車の登録抹消の申請に関する事
- (8) その他、自治体から要請のあった事項

(支援員)

第4条 支援員の選定は、災害等の状況、自治体からの要請内容等を鑑み、支部長が行う。

- 2 支援員は、前条に規定する活動以外の活動をしてはならない。

(予算の執行)

第5条 支援活動実施に対する予算の執行にあたっては、支部長は事業計画を策定し、幹事会の決議を経なければならない。

(附則)

第6条 この規則は幹事会の承認を得て変更することができる。

第7条 この規則は令和3年11月26日から施行する。